

きたかみの

未来を創る教育のあり方

解説

(2024.7.20)

田代高章 (岩手大学教育学部)

**Q1 : 現在の子どもたちを
取り巻く社会状況は？**

現代社会では、グローバル化の進展、人工知能の発展、国際紛争、貧困・格差の問題があり、国内でも少子高齢化、人口減少等の問題がある。

特にコロナ禍後、他者とのかかわり・交流の不足が問われる。

上記のような変化の激しい時代にあって、現代は、「**VUCA**」の時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性を特徴とする）といわれる。また「**知識基盤社会**」ともいわれる。

知識基盤社会の特徴

- i. 知識に国境がなく、グローバル化が一層進む。
- ii. 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。
- iii. 知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる。
- iv. 性別や年齢を問わず参画することが促進をされる。

Q2: 現在、学校教育を通して、子どもにどのような力の育成が目指されているのか？

現代の社会状況を踏まえると、

子どもたちには、学校で学んだことが社会に出ても活用できるよう「生涯に渡って、学び続ける力」を養い、主体的に自ら学び、自ら考え、問題を解決し、行動できる自己の創造を図ることと、これまでの社会への適応を超えて、これからの未知なる社会の創造の担い手を育む教育が求められる。



これにより教育の目的である「**人格の完成**」(≡「**生きる力**」〔**知・徳・体**〕)をめざし、今日、国際的にいう**個人と社会の「ウェルビーイング」の実現**を目指すことになる。



具体的に学校では、広くは「**資質・能力**」の**三つの柱**を基盤に子どもに育む力を教育目標として設定し、特に、学習場面における「**学力の3要素**」を意識した学習指導が行われる。

参考：教育の目的（教育基本法第1条の構造）

第1条「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

人格の完成

（平和で民主的な国家・社会の
形成者としての
心身ともに健康な国民の育成）

自ら考え、判断し、他者と関わりつつ行動し、充実した自らの人生を創り出すことができる力

国家・社会の発展に
貢献する人材育成
（社会適応・社会創造）

* 次の図へ続く

個々人の自己実現
（自己創造）

参考：教育の社会化機能

国家・社会の発展に
貢献する人材育成
(教育の社会化機能)

自ら考え、判断し、他者と関わりつつ行動し、社会を創り出すことができる力

未知なる社会へと発展していく

社会適応

社会創造

※強制的契機が強い

※自治的契機が強い

生涯にわたって学び続ける人間（人格の完成を目指して）

学校で学んだことが「**将来の社会**」
で活用できる

（社会創造の主体）

（自己実現の主体）

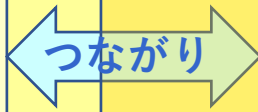
現在の社会

日常生活

ヨコに開かれ
る

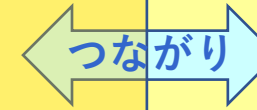
ヨコに開かれ
る

家庭
（ヒト・モノ・コト）



地域
（ヒト・モノ・コト）

専門家
（ヒト）



行政や多
様な団体
（ヒト）

「**学校**」
（幼・小・中・高
の子どもたち）

タテに開かれる
人の生涯

参考：H29学習指導要領改訂：「資質・能力」の三つの柱

育成すべき資質・能力の三つの柱（案）

3

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

いわゆる**非認知的能力**。

例えば、

①**情動的スキル**

ex. 学習意欲、
自尊感情、感性
など

②**社会的スキル**

ex. 人間関係
形成力、社会性、
協同性など

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

1

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

2

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

参考:「資質・能力」の三つの柱 (文部科学省)

「資質・能力」(≒「生きる力」いわゆる全人的な力)の三つの柱

①知識・技能

②思考力・判断力・表現力等

③学びに向かう力・人間性等

(注) 「資質・能力」の三つの柱のうち、最後の③「学びに向かう力・人間性等」、特に「人間性等」まで入る点で、「学力の3要素」よりも「資質・能力」の三つの柱の方が概念的に広い(「資質・能力」の中に「学力」は含まれる)。

「資質・能力」の三つの柱 > 学力の3要素

参考:「学力」の3要素 (学習評価における3観点)

①「知識・技能」

②「思考力・判断力・表現力等」

③「主体的に学習に取り組む態度」

参照:学校教育法第30条第2項(学力について規定)

「前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」

**Q3: 提言に示す「望ましい
学校環境」として、何を考
える必要があるか？**

① 教育の目的である「**人格の完成**」には「**自己創造**」と「**社会創造**」の担い手の育成の二側面があること(教育基本法第1条)、OECDが示す教育の目的である「**ウェルビーイング**」に、個人的側面と社会的側面があることから、

個々人の成長発達による自己の創造と、集団(多様な他者)と協働した社会の創造を可能にする力の育成を保障する学校環境であることが望ましい。

「**個別最適な学び**」=子どもの個性に応じた柔軟な指導(指導の個別化)と、子ども各自の興味関心に応じて学習を自己調整すること(学習の個性化)は、「**協働的な学び**」=多様な他者と学び合う中で、内容理解を深めたり、他者の良さに気付き、他者理解を深めることにつながる。

② 望ましい学校環境のあり方は、「**子どもの最善の利益**」(「**国連：子どもの権利条約**」の精神、わが国の「**こども基本法**」の理念から)を第一に考え、子どもの学習権保障、教育を受ける権利の保障にとって何が必要かという視点で捉えていく。

特に、利害関係当事者として、「**こども基本法**」第3条から、直接の当事者である「子ども」の声を聴くことが大切。また、学校環境のあり方は、保護者やこれからの子育てに関わる若い世代の意見も、**関係当事者の参画を保障**するという観点で重要。

「こども基本法」第3条

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会**及び**多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益が優先して考慮される**こと。